

2020年4月9日

お客様各位

多摩都市モノレール株式会社

### 緊急事態宣言発令等に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

政府より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」が発令されたこと等に伴い、乗車券の取扱いにつきまして下記のとおり対応いたします。

#### 記

#### 1. 対象となるお客様

- (1) 新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等に限る）が休校となったため、通学定期乗車券の払戻しを希望されるお客様
- (2) 2020年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、定期乗車券（大学生等の通学定期乗車券を含む）の払戻しを希望されるお客様
- (3) 2020年4月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券の払戻しを希望されるお客様

#### 2. 払戻しについて

##### 払戻しの計算方法

○前項（1）に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなし、払戻しいたします。

※2020年2月28日が有効期間に含まれている場合に限りします。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限りします。（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

※最終登校日以降に定期乗車券を使用されている場合は、対象外とさせていただきます。

○前項（2）に該当するお客様

お申し出日にかかわらず、2020年4月7日に払戻しのお申し出をされたものとみなし、翌日の2020年4月8日を起算日として払戻しいたします。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限りします。（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします。使用開始後7日以内の場合はご利用日数分の往復運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

※2020年4月8日以降に定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日にお申し出をされたもの（払戻しの申し出日までをご利用期間）とみなし、払戻しいたします。

払戻しの計算方法・必要書類等は当社ホームページ

<https://www.tama-monorail.co.jp/monorail/ticket/pass.html> もご参照ください。

○前項（3）に該当するお客様

有効期間が経過した場合であっても、2020年4月7日に払戻しのお申し出をされたものとみなし、払戻しいたします。

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

#### **払戻し可能期間**

緊急事態宣言による緊急事態措置期間の最終日の翌日から1カ年以内といたします。

#### **取扱い場所**

○定期券

立川北駅定期券発売所 多摩センター駅定期券発売所

営業時間：平日8時～20時 土日祝9時～18時

○回数券

多摩センター駅、高幡不動駅、立川南駅、立川北駅、玉川上水駅

営業時間：初電～終電

※上記以外の駅をご利用のお客様は駅係員までお問合せください。

### 3. 進級に伴う通学定期乗車券の購入について

#### **対象のお客様**

(1) 臨時休校等の理由により、在学確認ができる通学証明書等の有効期間延長の事務手続きが完了していないお客様

(2) 臨時休校決定の理由により、旧通学定期乗車券の払戻しをしてしまったお客様  
(大学、専門学校等に通学のお客様も本取扱いの対象となります。)

#### **発売方法**

旧年度の通学証明書等の有効期限が満了している場合であっても、有効期間を延長しているものとみなして、新年度から有効な通学定期乗車券を発売いたします。

#### **発売箇所**

立川北駅定期券発売所 多摩センター駅定期券発売所

営業時間：平日8時～20時 土日祝9時～18時

#### 4. 注意事項

- (1) 新入学生及び、中高一貫校や付属校などの場合であっても、通学区分が変更（中学生から高校生への進級等）となる場合は、進級に伴う通学定期乗車券購入の取扱い対象外とさせていただきます。
- (2) 払戻し対象定期券で新たに定期乗車券を購入してしまいますと、払戻しの対象となる通学定期乗車券の情報が無くなりますので、必ず購入前にお申し出ください。

以上